

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十七年金融庁告示第九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 営業日 最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表すする基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号。以下「連結流動性比率告示」という。）第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。）をいう。第三条第四項において同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。</p> <p>三 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 営業日 最終指定親会社等（最終指定親会社又はその連結子法人等（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表すする基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号。以下「連結流動性カバレッジ比率告示」という。）第一条第一号に規定する連結子法人等をいう。）をいう。第三条第四項において同じ。）が我が国で営業を行う日をいう。</p> <p>三 [同上]</p>

四 算入可能適格流動資産の合計額 連結流動性比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

(金融庁長官が定める場合)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（流動性に係る経営の健全性の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結流動性比率告示第二条の規定により連結流動性カバレッジ比率（同条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）を算出する場合及び連結流動性比率告示第七十三条の規定により連結安定調達比率（同条に規定する連結安定調達比率をいう。以下同じ。）を算出する場合とする。

(事業年度の記載事項)

第三条 当該最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面」という。）に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

一 連結流動性リスク管理に係る開示事項

四 算入可能適格流動資産の合計額 連結流動性カバレッジ比率告示第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

(金融庁長官が定める場合)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合（流動性に係る経営の健全性の状況に係る場合に限る。）は、最終指定親会社が連結流動性カバレッジ比率告示第二条の規定により連結流動性カバレッジ比率（同条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）を算出する場合とする。

(事業年度の記載事項)

第三条 「同上」

一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

「号を加える。」

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

三 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

2 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、最終指定親会社等の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

〔一〇三 略〕

3 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項

〔号を加える。〕

2 前項第一号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項」は、日次平均の値について、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 第一項第二号の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

4 第一項第二号の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、最終指定親会社等の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

〔一〇三 同上〕

〔項を加える。〕

- 一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項
 - 二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項
 - 三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項
 - 四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項
- 4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。
- 一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項
 - 二 連結流動性比率告示第百条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨
 - 三 その他連結安定調達比率に関する事項

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。以下同じ。)の末日である場合において、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

「号を削る。」

- 一|| 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項
 - 二|| 連結安定調達比率に関する定性的開示事項
- 2|| 前条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四

「項を加える。」

(中間事業年度の記載事項)

第四条 当該最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度(事業年度の前半の六月間をいう。以下同じ。)の末日である場合において、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一|| 前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項
- 二|| 前条第三項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

「号を加える。」

「項を加える。」

項の規定は前項第二号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

二 連結安定調達比率に関する定量的開示事項

三 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率の対比及び要因分析(当該連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率に著しい差異がある場合に限る。)

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第二号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。